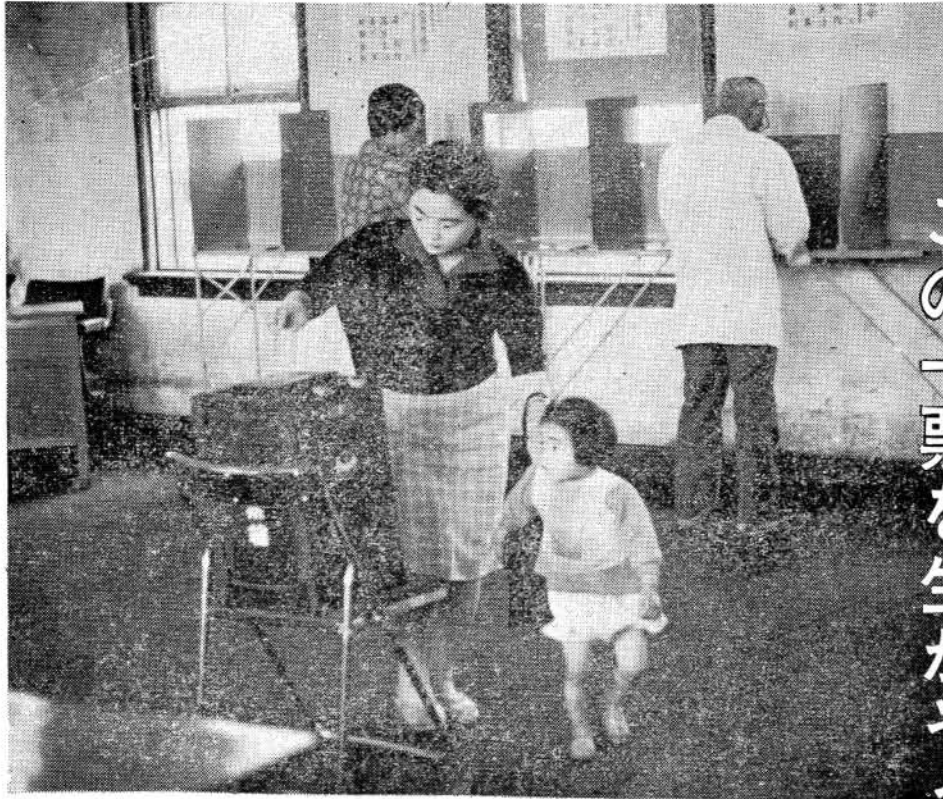


# 大村市政だより

## 選挙

### 特集号

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日・発行定価1部5円  
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 南野 鹿松 ■印刷所 つじ印刷所



明るく正しい選挙で

この一票を生かそう

○ (い)を(と)く(た)ら(ふ) ○

## 参院選

7月4日

任期満了による第7回目の参議院議員選挙が、6月10日に公示され、7月4日に行なわれます。

この選挙では、地方選出議員と、全国選出議員の2つの選挙が同時に行なわれ、投票時間は午前7時から午後6時までとなっております。

投票日にはふだん着のまま、野良着のままでも結構ですから、もれなく投票所へお出かけください。

せんきゆうのめい

「腐敗選挙は有権者の責任」

七月四日、参議院議員の選挙が行なわれます。いつものことですが選挙違反が非常に多く、選挙が終わると「腐敗選挙」という汚名をいただいでしまいます。

まったく情ないことですが、このようなことは私たち有権者に責任があることをじゅうぶん認識しなければなりません。きれいな選挙実現のため

めの運動は、ここ十数年続けられております。

とくにことしは、明治二十三年に才一回の衆議院選挙が行なわれてから七十五周年、大正十四年に成人男子の普通選挙制度が確立されてから四十年、昭和二十年に婦人の参政権が認められてから二十周年にあたり、私たち有権者にとっては記念すべき年です。

私たちは、参議院の大切な役割をよく認識して明るく正しい選挙が実現できるように努力しようではありませんか。

# 明るい選挙を…… 正しい投票で…… わたしの意見

## 参議院選挙の投票日を前にして

福田伊五郎

民主政治の第一歩は選挙が「明るく正しく」行なわれることであります。ところが従来の選挙の実態は、多数の違反、ことに買収供応の悪質違反が後をたない現状でありこの原因として考へられることは、次の通りであります。

一、民主政治の自覚が足りぬ……  
有権者が主権者であり自分達の身がわりとして政治をまかせるのだという考えが不足している。

一、自分の一票を自ら軽くみている……  
自分の一票が、どうでもよいなどと、有権者の尊厳の一票のつみ重ねが正しい選挙に通ずることに気づいていない。

一、選挙違反を罪悪と考えていない……  
一般の犯罪にくらべ、違反行為を罪悪と考えず、反対に運が悪かった、と同情する誤った考えの人達がいる。

一、法律をよくしらず、又かろく見ている……  
これくらいのものでない、たいしたことはない、と簡単に考えて、後で「知らなかった」「ささいな物だから買った」と言いわけをする。

要は「明るく正しい選挙」

のことは知っていないながら選挙になると、義理人情にとらわれ、公けの立場を忘れて違反を犯したり自覚のない一票を投票することになるのであります。正しい事には勇気を持って進みましょう。

参議院は衆議院の補正をする国政の重要機関でありいわゆる良識の府であります。内外情勢の多事な時期下にあるこんどの参院選を真に悔いのない選挙とするために、有権者の一人一人が真剣な気持ちでのぞまれることを希望してやみません。

## 参議院選挙を棄権することなく

志摩 三郎

十日の後にせまった参議院選挙は、私達有権者にとつて自らの選挙常識の深淺をはかる機会であります。

これまでの参議院選挙は地方選挙にくらべて投票

票率が低く、時には六割台を割る実績を示していますが、投票権こそは主権在民の本質であつて、これを正しく行使することが私達に課せられた責務であることを認識したいものです。

参議院といえは私達とは縁がうすいように思われていますが、衆議院とは異つた性格をもち、その本来の機能から考えれば決して軽視することが出来ないものであります

大村市では、昨年九月に明るく正しい選挙を実現するため、市内の三万余の有権者の大半が、白ばらの会というグループを結成しましたが、会員の皆さんが今度の選挙に当面して、この会を有名無実なものにすることなく、投票日には万障を排して投票所に行き、正しい一票を投票されることを念願してやみません。

明るく正しい選挙の実現は、日暮れて道遠の感がいたしますが、私達

## 投票をするときは

### 入場券を必ずもつて

投票所へお出かけのときは、必ず投票所入場券を持ってゆき、投票所受付へ提出してください。もし、入場券をなくしたときは、その旨受付に申し出てください。投票することができません。



字が書けない人や盲字の方でも簡単に投票できる

字を知らない人や、けがをして字が書けない人は、投票所でその旨申し出れば、代理投票(投票所事務従事者が本人に代つて書く。)をすることができます。

また目がみえない人は点字で投票できます。このような人はその旨投票所で申し出てください。

投票は自由、しかも絶対に秘密が守られます

皆さんの投票は、皆さんのまったく自由な意志によつて行なわれ、しかも絶対に秘密が守られます。誰に投票したかを聞かれることもなければ、また言う必要もありません。安心して「この人こそ」と思う人に投票いたしましょう。

は歩一步前進を続けよう  
ではありませんか。  
(大村市公選協会会長)

### 自信と誇りを

#### もった投票を

小松 初子

「よい候補者を選びたい」と願いつつ、誰が最もに適任であるか、自分できめかねている人が案外に多いのではないでしようか。

「この人こそ」と自信をもって投票ができるよう、候補者や政治について、もつともつと話合うこと、その機会を多くすることが大切なのではないでしようか。  
そうして希望と自信と誇りをもって投票にのぞきたいものです。  
(前舟津主婦)

### 自分に自信を

#### もつて

吉里 哲

国の政治や地方自治体

の政治のあり方がよくわからずに、ただ選挙の時に投票所に行つて投票をするだけでは民主政治は確立されないと思います。政治に対する意識とか要望とか、つまり政治批判をして選挙にのぞむことが一番大切と考えます。  
人がきめたから、ものを貰ったから、その他金権腐敗選挙につながるような手にのらず自分に自信をもって良心に悔いのない一票を投票し、こんどこそ立派な選挙にしたものです。  
(水田一区長崎大学)

### 候補者を

#### 良くしつて

橋田 村俊

参議院選挙を迎え、気になるのは投票率のことです。  
過去の選挙の場合もよくいって六十%を上まわる程度で、このように関心が低いのは参議院の役割と重要性について国民

この一票  
すんだ心でむねはつて



の認識が十分でないことと、候補者について親近感がないことが理由のようです。  
投票に際し、私達有権者はまず候補者をよくしることが大切なことで、

立会演説会、選挙公報はもちろんのこと新聞、テレビ、ラジオなどの報道に留意し、又関係者も参議院の存在意義について一般周知に努めてほしいと思います。今度の選挙を明るく正しい国民のた

### この一票を よく考えて

吉川 皎

参議院は衆議院とともに国民の運命を決する大切な役割をもっています。有権者の一人一人が、自分たちの手で政治をするのだという認識をもち選挙が自分たちの暮らし

直結する大切なものであることを自覚したいものです。

政治意識の向上をはかり、自分の正しい判断による自由な一票の行使は私達の幸福と繁栄につながる道ではないでしようか。  
(池田郷農業)

### 民主政治を守る

#### ために

酒井 茂

「出たい人より、出したい人」という主権者意識を忘れてはならないと思います。候補者よりむしろ、私達有権者こそ「お願いする」立場にあるのではないでしようか  
主権在民の本質が忘れられ、情実買収にみちた選挙が行われるとすれば我が国の民主政治の将来は甚だ暗いといわなければなりません。民主政治の基礎を危うくする選挙違反を憎悪する気風を高め、明るく正しい一票の

行使により、立派な政治の実現を念願してやまなものです。  
(池田郷農業)

### 大切な一票を

#### 有効に

蒲地 清

有権者が自分の意志を正しく政治に反影させるには主権を行使する選挙こそ唯一の機会であると信じます。  
その大切な一票がはたして有効に使われているでしようか。選挙の浄化が叫ばれてから久しくなりましたが、その必要性はわかっていながら効果があがらないのが現状のようです。

普通選挙公布四十周年の記念すべき年に当り、主権者である有権者が自分の大切な一票を棄てることなく、自分の意志で正しい投票を行ない明るい社会をつくることに邁進しましょう。  
(上小路事務員)



### 不在者投票

次にかかけるような理由によって、投票日に自分で投票所に行くことができない人は、不在者投票により、前もって投票することができません。

不在者投票を行なうときは証明書(一定様式)が必要になりますが、それほどめんどうなものではありませんので、十分この制度を利用して下さい

不在者投票の理由

①大村市外で職務に従事するとき。

②やむをえない用務または事故のため、大村市外に旅行または滞在するとき。

③病氣、負傷、妊娠、不具、老衰、お産などのため、歩くことが著しく困難なとき。(在宅投票はできない)

④大村市へ住所を移動したとき。

不在者投票ができる期間  
六月十日から七月三日まで。

不在者投票の場所  
選挙管理委員会事務局へおたすねください。

明るく正しい選挙を呼びかけるけんすい啓

### 投票用紙にははっきりに書きましよう

せっかく投票しても、次のような投票は無効となりますのでご注意ください。

- ①正式の投票用紙でないもの。
- ②候補者となることができない者の氏名を書いたもの。
- ③一枚の投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの。



- ④候補者の氏名のほかに他の事を書いたもの。ただし敬称、職業、身分などを書いたものは有効。
- ⑤候補者の氏名を、選挙人が自分で書いたものでないもの。
- ⑥どの候補者を書いたかはっきりしないもの。

### 7月4日の投票日にサイレン吹鳴

午前7時に1分間吹鳴  
火災とおまちがいにならないようご注意ください。

投票用紙の色わけ  
地方区 空色紙に黒インク刷  
全国区 白紙に赤インク刷

### 投票要領

この選挙では1人で地方区と全国区の2つの投票をすることになります。投票の順序は地方区が先で、全国区が後です。投票のときはおまちがいのないようにご注意ください。

### 選挙公報を配付

必ず読んで自由な意志で選びましよう

候補者の経歴や政見などを掲載した選挙公報を、六月末ごろまでに各世帯へ届くよう配布の予定です。

参議院長崎県選出議員選挙

### 立会演説会日程

- ◎6月28日午後7時から  
大村市公会堂(中央公民館)
- ◎6月30日午後2時から  
竹松昊天神社会館

### 選挙の

### 問合せ電話番号

- 4111番  
平常勤務時間のみ
- 3813番  
直通(臨時)